

第1章 総則

(名称)

第1条 当支部は、東京都自動車整備振興会二輪自動車支部（以下「支部」）と称する。

(地域)

第2条 当支部の地域は東京都の区域とする。
2. 支部業務の円滑な運営を確保するため、地区を置くことができる。

(事務所)

第3条 当支部の事務所は、東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当支部は一般社団法人東京都自動車整備振興会（以下「振興会」という）と連携して、二輪自動車の整備を主とする会員相互の協力、研鑽及び啓発向上を図り、もって自動車整備事業の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 当支部は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 法令順守にかかわる現地指導等の実施及び協力
- (2) 法規・税制対策事業にかかわる地域活動
- (3) 各種調査の実施及び協力
- (4) 各種研修講習の実施及び協力活動
- (5) 振興会の事業の賛助及び振興会が委託する事業を行うこと
- (6) 会員の親睦協調の促進
- (7) その他支部活動の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 当支部の会員は次の二種とする。
(1) 正会員 東京都内で二輪自動車の整備を主として自動車分解整備事業を行う振興会会員
(2) 特別会員 当支部に功労のあった者又は学識経験者であって、総会において推薦された者

(入会)

第7条 当支部に入会しようとする者は、所定の入会申込書を支部長に提出し、支部役員承認を得なければならない。ただし、正会員にあっては振興会の入会申し込みをもって支部の入会申し込みを兼ねることができる。
2. 正会員の入会は、振興会に入会した日をもって支部入会の日とする。

(変更届及び退会届)

第8条 入会申込に際する届け出事項に変更があったとき、又は会員が退会しようとするときは、所定の変更届又は退会届を速やかに届け出なければならない。ただし正会員にあっては振興会の退会届の提出をもって支部の退会を兼ねることができる。
2. 正会員の退会は、振興会を退会した日をもって支部退会の日とする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が退会したとき、又は次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第27条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 道路運送車両法第93条の規定に基き認証を取り消されたとき。

第4章 役員

(役員)

第10条 当支部に次の役員を置く。
支部長 1名
副支部長 4名以内
地区長 5名以内
会計 2名以内
監事 2名以内

(役員選抜)

第11条 役員は、総会において正会員の中から選出する。

(役員職務)

第12条 支部長は、支部を代表し、支部の運営及び支部業務を統括する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
3. 地区長は、支部長の指示に基づいて、関係諸機関と連携し、支部業務を処理する。
4. 会計は、支部の業務会計を処理する。
5. 監事は、支部業務及び支部会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、振興会が役員を改選する年度に開催される支部通常総会を任期満了とする。ただし重任を妨げない。
2. 欠員補充で選任された役員任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
3. 役員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第14条 役員は総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び相談役)

第15条 当支部に顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、支部総会の議決を得て支部長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、支部業務の重要事項に関して支部長の諮問に応じ、また支部長からの要請に基づいて会議に出席し、意見を述べることができる。

(報酬)

第16条 役員は無報酬とする。
2. 役員及び相談役には、支部を代表して行う諸活動、会議出席に係る日当、交通費等その他を支給することができる。
3. 前項に関し、その額、内容その他必要な事項は役員会で別に定める。

(振興会評議員の推薦)

第17条 当支部は、振興会から評議員推薦の要請があったときは、支部長を評議員候補者として推薦する。

第5章 会議

(会議)

第18条 当支部の会議は、通常総会、臨時総会、支部会、地区会及び役員会とする。

2. 会議（地区会を除く）は支部長が招集し議長となる。

(総会)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 通常総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3. 役員会が特に重要と認めた事項を審議するため支部長は、臨時総会を招集することができる。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、支部長がこれにあたる。

(総会の議決)

第21条 総会は正会員の過半数の出席がなければ議事を開き決議することができない。

2. 議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 総会に出席できない正会員は、他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合当該正会員は出席したものとみなす。

4. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

5. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名押印する。

(総会に付議すべき事項)

第22条 総会は、この規約に定めるものの他、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 支部会費、臨時会費及び支部入会金
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 役員会が特に重要と認めた事項

(役員会)

第23条 役員会は、第10条に定める役員をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 支部業務の執行に関する重要事項
 - (2) 総会に提出する議案
 - (3) 総会を開催するいとまのない緊急事案の処理
2. 支部長は、案件により、役員全員によらない役員会を必要に応じて開催することができる。この場合、支部長は、当該役員会の審議内容を直近の役員会に報告するものとする。

(地区会)

第24条 地区会は、地区長が必要と認めたときに支部長の承認を得て開催する。

(支部会)

第25条 支部長は、必要に応じて支部会を招集する。

2. 支部会は、情報伝達を行うほか、必要な事案について協議する。

(委員会及び研究会)

第26条 支部事業の円滑な運営の確保を図るため支部長は、役員会の決議を得て、委員会及び研究会を設けることができる。

第6章 会計

(会計)

第27条 当支部の運営に必要な経費は入会金、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(経費の負担)

第28条 会員は、支部の事業活動に経常的に生じる経費に充てるために、支部総会が定める額を限度として、支部会費を納めなければならない。なお、支部会費を6ヶ月以上滞納した場合は振興会に報告し、督促事務の対象となる。

2. 前項のための会費額は、月額2,000円とする。

3. 第1項の定めにかかわらず、支部の事業活動に際して付随的に生じる参加費その他受益者が負担すべき費用は、役員会の決議に基づき参加者に負担を求めることができる。

(抛出金品の不返還)

第29条 会員が退会するとき、既納の入会金、会費、抛出金は返還しない。ただし、退会月の翌月以降にかかる会費を前納しているときは、これを返還する。

(入会金)

第30条 当支部の入会金は、2万円とする。ただし、他支部に所属する振興会の正会員がこの支部に入会しようとするときは入会金を要しない。

2. 既に自動車分解整備事業の認証を得て入会するときの支部入会金は1万円とする。

3. 正会員である自動車分解整備事業場を譲り受けて入会するときの支部入会金は、賦課しない。

(会員慶弔)

第31条 当支部の会員に対する慶弔は次の種別とする。

- (1) 慶事
- (2) 弔事
- (3) 災害等見舞

2. 慶弔金等については、役員会の決議を得て別に定める。

(事業年度)

第32条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会の決議がなければ変更することができない。

2. 前項により規約を変更したときは、速やかに振興会に届け出なければならない。

(支部の名称の使用許諾基準の報告)

第24条 支部は、振興会が定める支部の名称の使用許諾基準に抵触していないことについて、支部総会終了後速やかに振興会に報告するものとする。

附則（平成16年1月21日）

1. この規約は、平成16年1月21日から施行する。
2. この支部創立以前に自動車分解整備事業の認証を受けたものが支部正会員として入会する場合は、平成16年9月30日まで支部入会金を10,000円とする。
3. 創立総会で選任された役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、通常総会までとする。

附則（平成18年4月19日）

1. 第27条の一部改正は、平成16年10月1日から施行する。

附則（平成19年4月18日）

1. 第4条第1項、第6条、第26条第1項及び第27条第4項の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成21年4月21日）

1. 第9条の一部改正は、平成21年4月21日から施行する。

附則（平成23年4月21日）

1. 第3条の改正は、平成23年4月21日から施行する。

附則（平成25年4月17日）

1. 平成16年1月21日に当支部が設立された際に発効した規約（以後の一部改正を含む）を、東京都自動車整備振興会が一般社団法人に移行したことに伴い全面的に変更する。施行は平成25年4月1日からとする。